

(目的)

第 1 条 この規定は、定款第 4 条（3）に基づき、一般財団法人長野陸上競技協会（以下この陸協）が実施する公認競技会の申請について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 公認競技会とは、日本陸上競技連盟競技規則「公認競技会規定」に基づき、日本陸上競技連盟（以下、日本陸連）の認めた競技会のことをいう。

(公認競技会の主催権)

第 3 条 この協会は、長野県内の公認競技会を主催する権利を日本陸連から委譲された団体である。また、日本陸連の承認のもとで全国規模の公認競技会を主催することもできる。

2 この協会が公認競技会的主催権を委譲できる加入団体とは、この協会に登録加入している郡市区町村陸協、登録クラブチームであり、その公認競技会の参加者は長野陸上競技協会登録会員に限る。

(主催の標記)

第 4 条 公認競技会の競技会要項やプログラム等の「主催」には、この協会もしくは主催権を委譲された加入団体を必ず列挙すること。

(参加者)

第 5 条 公認競技会に参加できる競技者は、日本陸連登録会員でなければならない。ただし、道路競技会（駅伝、クロスカントリー、マウンテンレース、トレイルレースを含む）に参加する競技者、小学生競技者、主催者が認めた外国人競技者については例外とする。

(審判員)

第 6 条 審判員は、補助員を除きすべて公認審判員であること。

(競技会場・コース)

第 7 条 公認競技会は、日本陸連が公認した陸上競技場、室内陸上競技場、長距離競走路および競歩路で行うものとする。ただし、クロスカントリー競走、マウンテンレース、トレイルレースについては、日本陸連規則に準じたコースで実施すること。また、駅伝競走については、駅伝競走規準に準じたコースで行うことが望ましい。

(高体連・中体連)

第 8 条 全国高等学校体育連盟および日本中学校体育連盟には、日本陸連から公認競技会を主催する権利が委譲されておらず、その公認競技会の開催にあたっては、この協会が主催することとする。

(実施要項)

第 9 条 要項上、長野県の公認競技会として認められる重要な点は、以下の通りである。

- (1) 主催に「一般財団法人長野陸上競技協会」もしくは主催権を委譲された団体が明記されていること。
- (2) 参加資格に「日本陸上競技連盟登録者」であることが明記されていること。
- (3) 競技規則が「日本陸上競技連盟競技規則」に則っていること。
- (4) 競技会場もしくはコースが、日本陸連の公認諸規定に合致し公認されていること。

(公認競技会の申請方法)

第 10 条 新規公認競技会および既存公認競技会実施内容の変更についての申請は、以下の通りとする。

- (1) 主催、主管をする団体がこの協会に申請をし、この協会競技運営委員会が公認要件を審査して理事会で承認されたものを日本陸連に申請する。
- (2) 申請方法は、所定の申請申込書、競技会実施要項を電子データもしくは紙媒体でこの協会事務局へ提出すること。
- (3) 申請の提出期限は、前年度の 1 月末とするが、競技会実施の前々月までは申請が可能とする。

(公認競技会の更新)

第 11 条 既に承認を受けている公認競技会については、その競技会開催の 1 ヶ月前までに競技会実施要項をこの協会ホームページ担当者に提出することをもって更新とする。